

# 平成22年度

## 第2回常呂まちづくり協議会 会議次第

日時：平成22年6月18日（金）午後6時00分

場所：常呂総合支所 2F 第1会議室

1. はじめに
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ

4. 自己紹介

5. 議 題

- (1) 会長・副会長の選出について

6. 報 告

- (1) まちづくり協議会の役割について

7. そ の 他

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

## 5. 議題（1）会長・副会長の選出について

### ○北見市自治区設置条例―抜粋―

平成 18 年 3 月 5 日

条例第 14 号

（協議会の会長及び副会長）

**第 6 条** 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

会 長	
副会長	

【メモ】

## 6. 報告（1）まちづくり協議会の役割について

### ○北見市自治区設置条例―抜粋―

平成 18 年 3 月 5 日

条例第 14 号

（協議会の役割）

**第 8 条** 協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関から諮問された事項について答申し、又は協議会が必要と認める事項について審議し、市長その他の市の機関に対し意見・要望を行うことができる。

- （1） 自治区内の施策及び事業に関する事項
- （2） 自治区が所掌する事務に関すること。
- （3） 自治区内のまちづくり計画の執行及び変更に関する事項
- （4） 自治区内の住民との連携強化に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長その他の市の機関は、前項の答申又は意見・要望を尊重し、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

【メモ】